

43 水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

○水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

○産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「**推進計画**」の**策定・改定に資する取組を支援**します。

2. 経営転換のインセンティブ付与

○「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）**※高収益作物：園芸作物等高収益作物※の新たな導入面積に応じて支援（②とセット）
- ② **高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）**
高収益作物による畑地化の取組を支援
- ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）**
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援

3. 生産基盤の整備

- ① **基盤整備事業**において、「推進計画」に位置付けられた地区を**優先採択・優先配分**します。
- ② 畑地化・汎用化を促進するため、高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合に、**受益面積要件を現行の20haから5haまで緩和**し、農業者の費用負担の軽減のための**推進費（事業費の12.5%（全額国費））を交付**します。

4. 技術・機械等の導入支援

- ① 園芸作物の**本格的な導入に必要な取組**（栽培技術の実証、収穫機などの機械のリース導入等や、産地基幹施設（貯蔵施設など）の整備）を**支援**します。
- ② 水田を活用して**新たに果樹を生産する取組**（省力樹形による新植、防除機等の導入など）を**一体的に支援**します。
- ③ 子実用とうもろこしの**生産利用体系の構築に向けた実証の取組を支援**します。

[お問い合わせ先]	生産局園芸作物課	(03-6744-2113)	(1・4の事業)
	飼料課	(03-3502-5993)	(1・4の事業)
※プロジェクトチームの窓口を担当	政策統括官付穀物課※	(03-3597-0191)	(2の事業)
	農村振興局設計課	(03-3502-8695)	(3の事業)

<事業イメージ>

1. 計画策定の支援

- ：時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業（233億円の内数）
- ：飼料生産利用体系高効率化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進（16億円の内数）

支援

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

承認・支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

策定・提出

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

2. 経営転換のインセンティブ付与

- ：水田活用の直接支払交付金のうち高収益作物定着促進等助成（3,215億円の内数）

3. 生産基盤の整備

- ①：農業競争力強化農地整備事業（1,854億円の内数）、水利施設等保全高度化事業 等
- ②：水利施設等保全高度化事業（1,854億円の内数）

4. 技術・機械等の導入支援 「推進計画」に位置付けられた取組を**優先採択**

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援事業（233億円の内数）
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（**優先枠**：296億円の内数）
- ②：未来型果樹農業等推進条件整備事業のうち新産地育成型（233億円の内数）
- ③：飼料生産利用体系高効率化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進（16億円の内数）